主

原決定を取り消す。 A名義の申出による競落は、これを許さない。 抗告費用は、相手方の負担となる。

里 由

本件抗告の理由は、別紙記載のとおりであつて、これに対し、当裁判所は、次のとおり判断する。

一、強制執行の開始後に債務者が死亡したときは、強制執行は、遺産に対しこれを続行し、ただ債務者の知ることを要する執行行為を実施する場合に限り、債務者の相続人に対して、これをなせば足りるものであることは、民事訴訟法第五百五十二条の規定から明白である。

抗告人提出の戸籍謄本によれば、債務者Bは、昭和二十七年九月二十七日死亡し、抗告人外四名の者が相続をしたことが認められるが、本件記録こよれば、原裁判所は、これより先昭和二十六年十一月二十二日、本件について強制競売開始決定をなしており、B死亡後において、債務者の知ることを要する執行行為は、なにもしていないことが認められるから、(強制競売手続こおける債務者こ対する競売期日の通知については、民事訴訟法上何等の規定もない。)抗告理由一は、採用することができない。

二、本件記録中所論の昭和二十八年十一月十日及び昭和二十九年二月四日の各競売期日調書における利害関係人の記印調印をくらべて見ると、前の期日におの期日において見ると、前の即とした東京都板橋区a丁目b番地Cと、同一の不動産に対して東京都板橋区a丁目b香地Cは、同一の不動産に対して最高価六万円で競買の申出をした同所は、高いの申出につき、昭和二十八年十一月十日の競落期日に競落中の大きでいる。ところがCは、前の競売明日におり、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のに

すなわち右の点において、本件抗告は理由があるから、原決定を取り消し、民事 訴訟法第六百八十二条、第六百七十四条、第八十九条により、主文のように決定し た。

(裁判長判事 小堀保 判事 原増司 判事 高井常太郎)